

平成22年度多摩市社会福祉協議会 事業方針・重点事業

事業方針

社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、社会福祉協議会が地域福祉の推進役として、充実させる役割を担うことが定められて、早10年が経過しました。

この間、特に都市部における地域でのたすけあい機能は希薄となり、安心して暮らし続けるまちづくりの機能としての支え合いのしくみを取り戻すことが早急に求められています。

これらのことから、今まで以上に公的サービスだけでは解決できない生活福祉課題を、住民自ら解決していく「新たな支えあい」の仕組みづくりを、社会福祉協議会がマネジメント機能を発揮し、積極的に展開していきます。

また、本年度は、第2次地域福祉活動計画の最終年度となるため、各事業においてその集大成を図り、次期計画となる第3次地域福祉活動計画の策定に向けつなげていくものとします。

重点事業

1 地域福祉の推進事業の拡大と充実

地域住民との連携を図り、現在、各地域で動き始めている地域福祉活動をさらに市内全エリアに展開し、各エリアにおいてコーディネート機能の充実を図り、地域懇談会または地域福祉推進委員会の設置を積極的に図ります。

また、すでに設置されている地域においては、さらに自主財源での支援を図り、実質的な地域福祉活動の展開に向けて取り組みます。

2 多摩ボランティアセンターの機能強化

地域における生活福祉課題の解決や、ボランティアニーズの充足に向けて、積極的に地域に出向き、地域福祉の事業を推進するために、まちづくり推進係と連携して、地域での支えあいの人材育成を進め、またコーディネート機能の強化を図ります。

3 権利擁護事業の充実

権利擁護センターの事業については、福祉サービスの利用支援や成年後見制度の支援を含む包括的な支援を実現するために、関係機関と連携し、権利擁護センターの機能強化とサービスの充実を図り、利用しやすい仕組みづくりを図ります。

4 相談事業等の充実

平成 21 年度から認定された指定相談支援事業者としての障がい者相談支援事業の充実と、関係機関との連携を図ります。

さらに、障がい者相談支援事業と連携し、社会福祉協議会の総合相談の充実を図り、社協内での連携とあわせて、相談関係機関との密な連携を図り、住民との相談事業の充実を図ります。

5 第 3 次地域福祉活動計画の策定

第 2 次地域福祉活動計画は、平成 22 年度が最終計画年度となることから、平成 21 年度から進めている第 3 次地域福祉活動計画の策定を継続し、地域住民ニーズ調査などの手法を用いて、住民の意見を反映させながら策定委員会の運営を図ります。

また、策定にあたっては、多摩市総合計画や福祉関連計画とのつながりも重視しながら進めるものとします。